

◎新潟県告示第243号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成31年3月1日から実施した。

平成31年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

第3号の表中

「	北魚沼	〃	〃	魚沼市
	(〃)	
	魚沼みなみ	〃	〃	南魚沼市
	(〃)	
	しおざわ	〃	〃	〃
	(〃)	
	胎内市	〃	〃	胎内市
	(〃)	
」				

を

「	北魚沼	〃	〃	魚沼市
	(〃)	
	みなみ魚沼	〃	〃	南魚沼市
	(〃)	
	胎内市	〃	〃	胎内市
	(〃)	
」				

に改める。